

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第12回総会 次第	
日 時	平成31年3月26日(火) 15時28分開会
場 所	鎌倉市中央図書館 3階 多目的室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
欠席委員	番 委員、 番 委員、 番 委員、 番 委員
議長 (安齊会長)	定刻前ですが、皆さんお揃いなので、只今から総会を開会いたします。
議長 (安齊会長)	本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、10番和田委員、11番小川委員にお願いします。 現況証明委員は、8番飯田委員、9番小泉委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長。本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、3月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件。 日程第2、報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第3、議案第51号、「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について。 日程第4、議案第52号、非農地証明について。 日程第5、議案第53号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第6、議案第54号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第7、議案第55号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第8、議案第56号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第9、議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第10、議案第58号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第11、議案第59号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第12、議案第60号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第13、その他、諸般の報告について。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。それでは、日程第1、報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件、報告いたします。事務局から報告をお

	願います。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第1、報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、6件、着席して報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、310平方メートル外6筆、合計7筆、1,378平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が、駐車場用地として平成31年3月1日転用のため、平成31年2月19日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、田、95平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が専用住宅用地として、平成31年4月1日転用のため、平成31年2月26日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、畑、29平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]外2名が庭敷地用地として、平成31年3月4日転用のため、平成31年2月28日に専決処分いたしました。 整理番号4、[REDACTED]、田、274平方メートル外4筆、合計5筆、1,408平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が保育園用地として、平成31年4月1日転用のため、平成31年3月5日に専決処分いたしました。 整理番号5、[REDACTED]、田、479平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が駐車場用地として、平成31年3月7日転用のため、平成31年3月5日に専決処分いたしました。 整理番号6、[REDACTED]、田、231平方メートル外2筆、合計3筆、1,909平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が駐車場用地として、平成31年3月7日転用のため、平成31年3月5日に専決処分いたしました。 以上6件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 日程第2、報告36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第2、報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、田、5.25平方メートル外1筆、合計2筆、20.25平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が、[REDACTED]、[REDACTED]に所有権移転し、駐車場用地として、平成31年4月10日転用のため、平成31年2月26日に専決処分いたしました。 賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 日程第3、議案第51号、「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議長。日程第3、議案第51号、「2020年度県農林業施策並びに予算に

(岸名補佐)	関する要望」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、ご説明します。まず、手続きの流れについてご説明します。 県が施策化等すべき事項及び県から国に施策化等を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を農地利用最適化につなげる観点から各市農業委員会が検討し、湘南地区農業委員会連合会に報告します。ここで意見・要望が整理され、連合会としての要望が県農業会議に報告されます。県農業会議では、各連合会からの報告を精査し、特に県知事と直接意見交換を行うものを「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望」として常設審議委員会で決定します。 税制改正要望事項は、各市農業委員会から県農業会議に直接報告することになります。 それでは、お手元の議案第51号及び参考資料をご覧ください。 検討項目の例7項目の内、「農地の保全と有効利用対策について」と「農業委員会組織対策について」を湘南地区農業委員会連合会に報告します。なお、当委員会の要望内容・意見については、事前に送付させていただいておりますが、昨年度までとほぼ同じ内容となっています。 以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。昨年度までとほぼ同じ内容とのことですが、これは毎年継続で昨年出して、それに対して向こうからアクションはあるのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。直接この例に当てはまるか分かりませんが、皆さんが悩まれていたハウス内にコンクリートが敷けなかったものが、昨年の税制改正で敷設できるようになりました。要望をあげて数年かかって実現化することもあります。今回要望したものに対し、直接回答が来ることはありません。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。極端に言うと言い放しになるのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。要望の実現に向けて、全国農業委員会会長会議等が都内で開催された際には国会議員に要請活動を行っています。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。わかりました。4 番の農地ビ ^① の理由のところで「本来の目的である農地の有効利用とかけ離れた利用がされる懸念がある。」ということですが、実際に問題があるのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。こちらは全国的に問題になっています。農水省が皆さんの所有する畑の情報をネットでの公開を求めています。これに全国の農業委員会が反発しています。本来目的で使用すれば遊休農地等を借りたい人とのマッチングには有効と思われますが、皆さんがきちっと経営されている畑の所有者も面積も公表されてしまう。そうすると厄介な連絡が所有者に入ってくるという事例を聞いております。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。分かりました。
議長 (安齊会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 51 号に賛成の

(安齊会長)	方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 51 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第 4、議案第 52 号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第 4、議案第 52 号、非農地証明についてご説明します。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が、農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。お手元の資料をご覧ください。本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。当該地は、市街化区域内の土地です。申請地の現況は、宅地となっております。申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件 6 項目のすべてを満たすことが条件となっておりこの案件は、すべてを満たしています。ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に 非農地証明を交付し、地目変更登記が行われることとなります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
7 番 (浜野委員)	議長。7 番。3 月 20 日（水）午後 3 時から、安齊会長、和田委員、平井委員と共に現地調査を行いましたので報告いたします。 現地の状況から、申請地は農地とは言いがたく、非農地として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。先月もあったと思いますが、非農地証明は何のためのものか。
事務局 (岸名補佐)	議長。今回の件は家族信託の手続きを行うにあたり、地目変更登記が必要となることから申請されたものです。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。農地法 4 条の届出ではできないのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。今回の件で土地家屋調査士から、同一の大きな敷地の中に使用目的の違う土地が点在しており、各々の敷地を確定する証拠書類が収集できないという相談がありました。20 年以上前から農地以外の目的で使用しているとの主張もあり、航空写真等も用意できるということから、非農地証明の申請に至りました。
13 番 (石澤委員)	議長。13 番。よく分かりました。ありがとうございました。
議長 (安齊会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。議案第 52 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第52号は承認されました。
議長 (安齊会長)	日程第5、報告第53号に移る前に2月総会で7番浜野委員からの質問について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。2月総会日程第7報告第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」において7番浜野委員からのご質問のあった賃借人■■■■の経営面積についてご報告します。 ご質問のあった土地を含め、手広地区で11筆、3,165.38平方メートル、関谷地区で6筆、5,032平方メートル、合計17筆、13,229.38平方メートルを経営しています。なお、全てが利用権設定による貸し借りとなっています。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	浜野委員さんよろしいですか。
7番 (浜野委員)	はい、分かりました。
議長 (安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	それでは、日程第5、議案第53号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、議案第54号農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第5、議案第53号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、議案第54号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件関連案件ですので、一括してご説明します。なお、通達により今回から西暦を併記しております。 それでは、お手元の議案及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第53号は、■■■■から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間です。 次に、議案第54号及び参考資料をご覧ください。議案第54号は、ただ今、ご説明した議案第53号の土地を農業公社から■■■■に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、平成31年(2019年)6月1日から平成36年(2024年)3月31日までの約5年間です。賃借料は、1平方メートル当り24円、年間23,900円となっています。なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の平井委員さんから補足説明をお願いします。
5番	議長。5番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画

(平井委員)	に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、稲刈、スナップエンドウ等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第53号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第53号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第54号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第54号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第7、議案第55号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第8、議案第56号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画にする意見について、以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第7、議案第55号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第8、議案第56号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について以上2件関連案件ですので、一括してご説明します。 お手元の議案及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第55号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間です。 次に、議案第56号及び参考資料をご覧ください。議案第56号は、ただ今、ご説明した議案第55号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は平成31年(2019年)6月1日から平成36年(2024年)3月31日での約5年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間7,700円となっています。なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の浜野委員さんから補足説明をお願いします。
7 番	議長。7番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画

(浜野委員)	に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、キャベツ、人参等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第55号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第55号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第56号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第56号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第9、議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第10、議案第58号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第9、議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第10、議案第58号農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について以上2件関連案件ですので、一括してご説明します。 お手元の議案及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第57号は、 XXXXXXXXXX から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間です。 次に、議案第58号及び参考資料をご覧ください。議案第58号は、ただ今、ご説明した議案第57号の土地を農業公社から XXXXXXXXXX に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、平成31年(2019年)6月1日から平成36年(2024年)3月31日までの約5年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間19,300円となっています。なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の平井委員さんから補足説明をお願いします。
5 番	議長。5番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画

(平井委員)	に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けはないものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第57号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第57号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第58号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第58号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第11、議案第59号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第12、議案第60号農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第11、議案第59号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第12、議案第60号農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について以上2件関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第59号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日までの3年間です。 次に、議案第60号及び参考資料をご覧ください。議案第60号は、ただ今、ご説明した議案第59号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、平成31年(2019年)6月1日から平成34年(2022年)3月31日までの約3年間です。賃借料は、1平方メートル当り24円、年間60,500円となっています。なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の浜野委員さんから補足説明をお願いします。
7 番	議長。7番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画

(浜野委員)	に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、キャベツ、レタス等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
6 番 (岡崎委員)	議長。6 番。2つの畑が離れているが、この間の畑の所有者は別人か。
事務局 (名塚職員)	議長。この2つの畑の間の畑は別の方の所有と認識しています。現状は耕作されていません。
6 番 (岡崎委員)	議長。6 番。荒地になっているのか。
事務局 (名塚職員)	議長。こちらに関しては年に1度耕作をしているという話を地元の農業委員さんからいただいています。
5 番 (平井委員)	議長。5 番。白菜を年に1度作付けしています。その他の時期は耕作できる状態が維持されています。今回の案件とは別の人です。
事務局 (名塚職員)	議長。今回の案件とは別の人です。
議長 (安齊会長)	今回の案件と別の人だそうです。
6 番 (岡崎委員)	議長。6 番。ああ、そうですか。ということは、それが荒地になっているのか。
5 番 (平井委員)	議長。5 番。いや、1年に1回しか作ってないんですよ。秋に白菜を作っている。
6 番 (岡崎委員)	議長。6 番。ついでだから、この案件の人に使ってもらったらと思って。
議長 (安齊会長)	所有者が違うから。
5 番 (平井委員)	議長。5 番。白菜をちゃんと作っているから。
議長 (安齊会長)	よろしいですか。
6 番 (岡崎委員)	議長。6 番。はい。
議長 (安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第59号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第59号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第60号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 60 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第 13、その他、諸般の報告について、3 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長。日程 第13、その他、諸般の報告について、3 件、着席して報告させていただきます。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、報告させていただきます。農地パトロールは、農業振興地域内の農地法違反地を中心に現在の状況を確認するため、農地パトロール実施計画に基づき年 4 回実施しています。目的は、農地法違反地の状況の確認、産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の防止等となっております。農業委員会のほか、市の関係課・県関係課職員も同行します。今回は、平成31年 4 月下旬に実施予定で、9 番小泉委員、10番和田委員、11番小川委員をお願いします。日程は 4 月18日(木)、時間は午後 2 時に 本庁出発を予定しております。詳細は追ってご連絡させていただきます。 続きまして、諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、説明させていただきます。1 月 17 日(木)に雑草の伐採作業を行っていただきました、手広の遊休農地について、4 月 15 日(月)に再度の伐採及び撤去作業を行わせていただきます。時間は、13 時 30 分から 16 時頃までを予定しております。作業ですが、当日、ご都合の悪い方は挙手をお願いします。現地は雑草、雑木が残っているため、チェーンソー、草刈り機をお持ちの方の協力をお願いいたします。また、当日は雑草、雑木の撤去作業を主に行うため、軽トラックをお出しいただける方はいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。機材を使用するにあたり危険のないよう、ゴーグル等をお持ちいただきますようお願いいたします。駐車は、圃場脇の通路をお願いいたします。また、当日はこの圃場にて活動を行っておりますアグランチ株式会社も除草活動に参加いたします。予備日は、4 月 16 日(火)です。雨天の場合、4 月 15 日(月)の午前中にご連絡いたします。よろしくお願いいたします。 最後に、4 月総会の日程について、ご報告させていただきます。今回は、4 月25日(木) 15時30分から。運営委員会は、15時10分から、鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階堂で開催します。駐車場脇の建物になります。お手元に講堂の地図を用意しましたので、お間違いの無い様、お願いいたします。市役所の都合により、会場が転々として申し訳ありません。諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成 30 年度第 12 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

会 長	吉 齊 清 一
議事録署名委員 8 番	飯田 正実
議事録署名委員 9 番	小 泉 勝 利